

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 9 月 30 日

東京圏国家戦略特別区域会議

5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：臨床試験専用病床整備事業

内容：臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例

(構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業)

公立大学法人横浜市立大学(神奈川県横浜市)が、同大学附属病院において、病室の床面積及び廊下幅の基準を緩和する特例を活用して、患者以外の者を対象とした臨床試験を行う専用病床を整備し、医薬品等の開発を促進する。【平成 28 年中に実施】